

所管部課		健幸福祉部 障害福祉課		部長		青木 一麻	
件 名		令和８年度東大和市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針について		区分		1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	行政管理部契約検査課					
	部課機関						
1. 要 旨 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、令和８年度の調達方針を作成し、公表するものである。 (1) 主な内容 ・調達の対象…法の規定する障害者就労施設等とするが、市内の障害福祉サービス事業所等を優先的に対象とする。 ・調達物品等…市が契約によって調達する物品および役務（以下「物品等」という。）のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なもので、市内の事業所等が供給できる物品等の特性を踏まえて、調達の推進に努める。 ・調達目標…調達実績のある物品等の拡大の他、調達実績のない物品等の調達にも努め、また、複数の障害者就労施設等による共同受注を促進し、前年度の調達金額を上回ることを目標とする。 ・契約に際しては、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の随意契約を積極的に活用する。 (2) 影響及び効果 庁内における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進することで、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することができる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 平成２５年４月 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行							
3. 留意事項（問題点等） ・この方針の内容等は、健幸福祉部と行政管理部で調整済みである。 ・この方針に基づく調達実績も公表対象である。（令和８年度の会計年度終了後に公表）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議付議後、市長決裁を得て、速やかに市ホームページで公表したい。また、令和７年度の方針に基づく調達実績の概要を、同年度の会計年度終了後に公表したい。 なお、各部署へは、令和８年５月２９日に開催予定の障害者就労推進・差別解消庁内連絡会において周知し、各部署で留意してもらうよう依頼したい。							
5. 審議結果 了承							